

商業書翰文要義

成行なりゆき なりゆき次第のこと  
 荷役にやく 船より荷を卸すこと  
 荷不足にぶそく 荷の足らぬこと  
 白眼合にらみあひ 双方賣買にらみあへること  
 入電にふでん 電報來りしこと  
 二番立會はんだらあひ 取引所に於ての午后立會後場と同じ  
 直押しねお 直切ること  
 抄々はかく 思はしくない  
 場面はめん 取引所の場面のこと  
 早耳筋はやみみすぢ 直ぐに何か聞きつける連中のこと  
 拜見はいけん 品質を拜見すること  
 開きひら 相場のうちがひ  
 引取りひきと 商館より買入れること

本國ほんこく 外國商館の主人の本國  
 本國高ほんこくたか 本國の直段の高きこと  
 棒上げぼうあげ 相場飛びはなれて上がること  
 ボンヤリ 相場のにぶること  
 見送りみおくり そのまゝ手を出さぬこと  
 見越みこし 將來を見越すこと  
 味噌桶みそをけ 思惑して手を詰めること  
 目先めさき 一寸の先といふに同じ  
 不申まをさず 取引の出來ぬこと  
 屋敷やしき 商館のこと  
 曜氣買やうきかひ 妄りに買ふこと  
 行惱みゆきなや 進まざること  
 行間へゆきつか 同じきこと

弘込ひきこみ 約定の出來たる品を商館へ運ぶこと  
 一押しひとおし 一變化あること  
 一直りひとなほ 相場の一變化といふこと  
 不味ふみ 景氣悪しきこと  
 不印ふしん 不景氣のこと  
 利拔りぬき 利息の損をぬけること

弱氣よわき 相場下がると見て賣の方の側  
 弱氣筋よわきすぢ 弱氣の人々  
 寄附よりつき 取引所の立會にて初めての相場のこと  
 弱含みよわくみ 軟弱のこと  
 利喰りくひ もちこたへて利を損すること



## 第二十二章 紹介状

〔用途〕 紹介状 (Letter of Introduction) とは人を紹介する場合に先方に對して紹介する人を親切に取扱ふ様依囑する書面にして其主要なる用途は

- 一、面會紹介
- 一、取引紹介
- 一、購買紹介
- 一、披露的紹介
- 一、依頼的紹介等なり。

〔要件〕

- 一、紹介を求め人の姓名、職業等を明瞭に記載するを要す。
- 二、被紹介者と自己との關係を明記するを要す。
- 三、紹介を求むる理由を明記するを要す。
- 四、依頼的謝意的の文辭及び發信者の希望を認むるを要す。

〔文例〕 一、友人を紹介す

友人太森正一君を紹介仕候間御多用中乍恐縮御引見被下度願上候 (名刺用)

年 月 日

古谷田彌十郎

何 某 殿

〔文例〕 二、商人を紹介す

拜啓此書狀持參人大山春吉氏今般商用にて貴地に赴かれ候に付御紹介申上候御高誼を給はらば幸甚に存候 敬具

〔自作資料〕

此狀持參人は當地丸三商會の支配人近藤賢三氏に有之候○本狀持參の人は當市に於て有名なる露國貿易商野川英雄氏に御座候○加納商店主人加納治三郎氏今回貴地へ重なる洋酒店に對し取引擴張の爲め出張被遊候故御紹介申上候○商工業視察の爲め滿韓地方へ出發せられ候○阪神地方出張の途次貴地へも一泊せられ候故御紹介申上候○同氏の志望に就き便利と御思召之事項は何事に依らず御心添へ被下度願上候○此件に關し同人へ御助力を希望仕候○御懇意の向へも御紹介被下候はゞ幸甚に存候○同人より



此件に関し御助力願出候節は御差支なき範圍に於て御高配煩はし度偏に御願申上候○  
本人願意の程御聞取被下候様相願度右得貴意候

〔文例〕 三、店員を紹介す

謹啓貴店益御隆盛之段奉賀候陳者此狀持參の者は弊店員川野清一郎と申者に有之今  
回京阪地方御得意様御機嫌伺ひの爲め出張致させ候に付何卒萬事御心添の程願上候

敬具

〔自作資料〕

今般地方御得意係に昇進致させ候に付各地の商況を視察旁御懇親を願置く様貴縣下  
へ出張相命じ候に付○賣掛金回収の目的を以て出張致させ候○御得意先御機嫌伺ひを  
兼ね商況視察の爲め御地方巡遊の途に上せ候○店規に基き昨年度の精勤者の一人金子  
謙太郎を商業視察に差遣はし候○御地は不案内の事故萬事可然御指圖奉願上候○何事  
に依らず御忠告と御指圖を賜らば幸甚に存候○同人に對して御注意被下候事は私に對  
しての御厚志と思ひて感謝可仕候○定めし御配慮に預る事と豫め御禮申上候○他に御

依頼申す方も無之に付折入つて御願申上ぐる儀に有之候○御迷惑には存じ候へども何  
分宜敷御願申上候

〔文例〕 四、當店勘定取引を紹介す

紹介状

住所  
職業 何 某

右は貴行と當座勘定取引相開き度旨申出候間此段及御紹介候也

年 月 日

紹介人 氏 名 印

株式會社第一銀行御中

〔文例〕 五、取引先を紹介す

謹啓永年の取引先なる當地平山哲太郎氏今回貴地へ代理店開始の爲め出張被致候に  
付御紹介申上候同氏は羅紗商として當地屈指の一人に有之信用も資産も頗る厚く各地  
に互りて手廣く取引を營まれ居候處業務擴張の必要上前記の次第と相成候に就ては御



地の事情並に各商店の信用等に關し種々調査致さるべく弊店とは淺からぬ關係も有之候故充分の御便宜御計り被下度奉願上候 敬具

〔自作資料〕

永年の取引振より推して同氏の確實なることは保證するところに御座候○同業者間に敏腕家と云ふ評判ある人に有之候○斯業の先覺者なりとは何人も許し居る所に候○小生に代るべき相談相手として御推舉申上候間其御積にて萬事御相談被下度候○何卒

和田十郎君を紹介仕候

藤村 實

上村 哲雄様

(名刺)

御面會の上委細は同氏より御聞取被下度候○私同様御隔意なく御相談被下候て差支無之候○秘密は堅く相守る仁に付商店の内情等に就て御隔意なく御忠告被下候とも他に漏洩するが如き恐れは毛頭無之候

○同氏の利益になるべき事情は何事に不係御注意被下度候○先紹介旁御願迄如斯に候○可然御面會の上御盡力願上候○夙に天稟の聞有之○御經驗の廉々拜聽致度希望にて○御差圖相願申度○御差支無之限り御教示相願候○先は右當用御願申上度如此に候

〔文例〕 六、得意先を紹介す

謹啓此書狀持參の御仁は久保田周八殿と申され當地朝日銀行の頭取に被爲在候處今般他の御事業上之件に付御地へ御出張被遊候に付御紹介申上候弊店は先代の頃より厚き御最負を蒙り今日も御懇意に願居る大切の方に候へば何卒可然御取計被下度各方面に互りて御關係も深き御勢力もあらせられ候事故此機を逸せず御懇意御願ひ可被成貴殿の事は私より充分言上致置候間萬事其御含みにて充分の御盡力を煩はし度特に御依頼申上候 敬具

〔自作資料〕

御家族御同伴にて京阪地方へ御見物に御出向被遊候に付○官命に依り錦地の産業視察に御出張相成候○何か御取調べの筋ありて長崎へ御出張の途次御地へ御一泊○弊店



に取つては大切の御得意様に付其御積りにて萬事に御注意申上被下度○懇意先に御地の事情に通ずる者あらば紹介せよとの仰により貴殿の事を聞え上げ置候○風流韻事を好まれ候故御滞在中は時々御伺ひ申上げ御無聊を御慰め被下様願度候○御面識を願はれ候はゞ必ずや將來の御爲めに可相成候○誠に得がたき好機に付御暇之折々は是非々々御伺ひ申上ぐる様可被成候

## 第二十三章 推薦狀

〔用途〕 推薦狀 (Letter of Recommendation) 推薦狀とは自己又は自己の知れる人に

關し左記の場合に使用する書面にして一種の申込狀なり其用途左の如し

- 一、自己の推薦
  - 一、自店の推薦
- 一、他人の推薦
  - 一、他店の推薦
  - 一、自己の商品の推薦等

〔要件〕

- 一、推薦すべきものに就て直接間接の責任を負ふべきこと。
- 二、被推薦者又は被推薦物に關する必要事項を明細に記載すること例へば
  - 人物○姓名、年齢、原籍、現住所、履歴、性行、健康状態等。
  - 商店○商號、責任者の姓名、營業地、創立年月日、支店、代理店の有無等。
  - 商品○名稱、内容、外形、效用、代價送料、製造者又は販賣者の姓名等。



三、被推薦者又は被推薦物に關する參考事項を記入すること例へば  
人物、自己の觀察による長所又は短所、家族、其の希望の地位、俸給額、勤務地、  
勤務時間、自己との關係等。

商店、營業狀態、取引狀態の一斑、信用程度、推薦者との關係等。

商品、實驗上の參考材料、世間の評判等。

四、別に履歷書、證明書寫、或は營業目錄等を添附する可とす。

〔文例〕 一、店員に採用方を申入る

謹啓春暖之候益御清康に被爲涉候御事と奉察候陳者貴店にて店員一名御入用之趣知  
人より聞及び候に付何卒御採用被下度別紙履歷書相添へ此段御願申上候 百拜

〔自作資料〕

貴社に於て簿記に精通する手代一名御入用之由拜承仕候に付御使用被下度申入候○  
貴店に於て目下販賣員缺員有之候趣傳承仕候に付該地位希望者の一人として御採否伺  
上候○承り候へば貴店に於て目下帳簿方御入用の由何卒候補者の中へ御加へ被下度奉

願候○小生は東京市何商業學校の卒業生に有之候間若し貴店の外人接待係に缺員有之  
候はゞ御採用被下度○友人たる貴店員川添太郎氏より承り候へば文書係一名御採用相  
成候由○突然の儀には候へ共若し貴社帳簿係に缺員も有之候はゞ御登用之榮に預り度  
一書奉呈仕候○既に御採用済に候はゞ次回の候補者名簿中に御加へ置被下度候○目下  
缺員無之候はゞ他日にても宜敷候間御呼出し被下度奉願上候○小生には最も適當の地  
位と相信じ候に付進んで候補者の一人に相立ち申候○何卒小生の微衷御酌取被下御採  
用之光榮を得度及懇願候○幸に御採用被下候はゞ充分出精可仕候○幸に就職の榮を得  
候はんには十分に努力相試み御眷顧に報ひ可申候右不取敢懇願仕度如此に御座候

〔文例〕 二、雇入の廣告に應じて採用を申入る

拜啓未得拜眉候處時下愈御清適奉慶賀候陳者本日の時事新報よろづ案内にて貴店に  
英文通信係一名御入用之趣拜承仕候小生は去る明治四拾貳年東京市京華商業學校を卒  
業仕り爾來本年七月迄横濱ブラウン商會に同様の職務を奉じ居候處先頃同商會の閉鎖  
と共に閑散の身と相成目下就職先を求め居る處に有之候尤も英文通信に就ては充分の



經驗と確信とを有し且つタイプライターの取扱方にも修熟致居候へば直に御役に相立ち可申在學中の成績に關しては母校へ御照會被下度は、御判明可致尙又性行に就ては前館主よりの證明書を所持致居保證人に相立ち呉れ候確實なる人も有之候故別紙履歷書御一覽の上何卒御採用被下度何時にても御呼出しに應じて拜趨可仕候先は右御願迄如斯に候 敬具

〔自作資料〕

小生年齢は十九齡に候へども市中の事情には精通致居候○學校卒業後四年間日露貿易商會に勤務罷在候間外國貿易の事情は一通り承知致居候○露語は在浦鹽ウキツテ商會勤務中研究致居候へば商取引に關する會話等には十分熟達致居申候○貴店の御商賣は父祖の營業と同一に候へば相應の知識と經驗とを有し居候○數年間同様の役目を以て横濱市米人スミス商館に在勤致居候○數年間倫敦に居住致居候故英國の事情に精通し且つ英語の素養は充分に有之本年四月迄神戸市オーカー商會の外國部主任を勤め居候○十年紐育に居住致し給仕より仕上げて販賣係主任迄昇進致候○頻りに奉公口を求

め居候折柄不圖東京朝日新聞にて貴店の廣告を拜見り仕候故早急應募の一書呈上仕候○海外貿易に一身を捧げ度覺悟に付御採用被下候は、如何なる御命令をも遵奉して誠實に勤勉可仕候○實業界に身を立て度存居候間何卒此願御聞届被下度奉願上候○何々學校を優等にて卒業仕り某商會在勤中も精勤賞を受領すること數回に及び候○給料の儀は小生の技能御試験の上御決定被下度候○俸給は妻子の扶養料を支ふる丈にて充分に御座候○前雇主よりは一ヶ月金參拾圓を支給せられ居候○品性に關しては御満足を買ひ得べき證明書を差出可申候○小生の性行に就ては同校主事岡本先生に御照會被下度候○前雇主は喜んで十分の證明を提供可仕候○御採用被下候は、責任を重んじ飽迄貴店の爲めに奮勵努力可仕候○全身の勇氣と滿腔の熱誠を振つて御高恩に酬ゆる覺悟に御座候○全力を盡して御信任に酬ゆる覺悟に有之候○御試験被下候は、小生の實力は分明可仕候○一二月御試備の上御採用下さるとも不苦候○御引見の榮を給らば幸甚に存候○拜芝の榮を得ること、待居候○小生の勤務狀態に就ては在勤中知遇を忝うしたる三越株式會社支配人石川文吾氏に御照會被下候は、判明可仕不取敢自筆履歷書



一通相添へ右御願迄如斯御座候

履 歴 書

原箱地 府(縣)市(郡)町(村)番地  
現住所 府(縣)市(郡)町(村)番地  
士族(平民)何某長男(二、三男)

氏 名

生 年 月 日

學 業

- 一 明治 年 月 日何小學校ニ入學
- 一 明治 年 月 日何小學校卒業
- 一 大正 年 月 日何商業學校豫科第一學年ニ入學
- 一 大正 年 月 日同校本科第一學年ニ入學
- 一 大正 年 月 日同校卒業

職 業

- 一 大正 年 月 日何會社ニ就職月俸金 圓給與
- 一 大正 年 月 日何會社解散ニ付解雇

賞 罰

- 一 大正 年 月 日何商業學校卒業ノ際優等褒狀受領
- 一 大正 年 月 日何會社ニテ特別勤務賞與金 圓受領
- 一 罰ナシ

右之通相違無之候也

右

何

某印

大正 年 月 日

〔文例〕 三、重ねて採用を頼む

謹啓去る五月後藤商會支配人福田弘氏の添書を以て貴店の販賣係に御採用を申込候  
以來月々指折り數へて御返事を相待ち居候へ共未だに御通報に不接右は定めし御繁忙  
とは存候へども過日拜眉の砌にも申述候通り小生は在學中より行末は日露貿易業に従  
事する希望にて常に之に關する研究に腐心致し卒業後は東京外國學校夜間速成科に於  
て露語の學習を卒へ尙又昨夏休業を利用して浦鹽哈爾濱方面より滿韓地方へ漫遊を試  
み實際問題の調査をも致居候故小生之願望御許容被下候はと必らず一廉之功績は相立



て可申殊に平素より貴店の如き日露貿易商會に入店を希望致居候位に付専心職務を固守して濫りに轉職仕る間敷幸に御採用被下候はゞ小生の喜びは勿論右福田氏に於ても必らず御満足に思召さるゝ事と奉存候御多用中誠に恐縮之至に存候へ共何卒御一報被下度切に奉懇願候 頓首九拜

〔自作資料〕

去月二十五日御手許迄履歷書差出置候へ共御返事無之爲め非常に憂慮罷在候○御督促申上ぐる様にて恐縮之至りに候へ共大に心配致居候まゝ○小生は在學中より行末は貴店の御厄介に相成度考にて御營業の部面に關する事項の研究に腐心致し居候故○多數の候補者有之候爲め御選定に時日を要せらるゝ事とは恐察仕居候へ共○久しき以前より入店を熱望致居候者故何卒御採用被下度候○貴店主の御營業に關する御高見は屢々新聞雜誌上にて拜讀私に敬服仕居候故是非共輩下の一員に御加へ被下度候○同窓の友人も數多貴社には勤務致居候事故御問合せ被下候はゞ小生の性行は分明可致候○趣味を以て相働き候事故如何なる困難にも打克ち得べくと確信仕居候○如何なる最下級

の地位をも厭ひ不申候故御採用被下度○せめて拜面の上御試験被下候はゞ幸甚之至りに存候○御試験に預る事は小生の望む所に御座候○斯く再度申出候は全く熱心の餘りに付不惡微意御諒察の上御返報を煩はし度く再々御煩はし申すは恐れ之至りに存候へ共何卒吉左右御與へ被下度伏て奉懇願候

〔文例〕 四、支配人に推薦す

肅啓過日御面會之節御話有之候貴店支配人候補者として田中國雄氏を御推薦申上候間御會見之上適任者と御認め被遊候はゞ御採用被下度同氏は小生と同郷之者にて幼少之頃より今日に至る迄の經歷も熟知致居且つ品性等に對しても充分御保證申上候未だ缺員の儘に候はゞ何卒同氏御採用被成下度奉願上候 敬具

〔自作資料〕

推薦狀用語句 〓 技倆、學識、經驗、才能、素養、秀絶、深奥、熟達、愛敬、拔群、勤勉、熟練、氣鋭、忍耐、筆跡は極めて巧手之方に有之、作文は邦文英獨文共に熟達致居、計算の捷敏は可驚、大膽なると共に細心にて、御任用相叶候はゞ幸甚に候、萬一



御採用の恩命に接し候はゞ俸給、任期、身元、保證、容貌、性質、素性、境遇、風采等○最も適任者として山根一貫氏を推薦仕候○同氏は最も責任を重んずる人に付必ず満足を得らるゝ御事と確信仕候○當世紳士の最好模範として同氏を推すに不憚候○御希望の地位に對しては得難き人物と確信仕候○英米佛獨に八ヶ年間在留して東西の漸空氣にも觸れ外人の應接には最も妙を得居候○ケムブリツヂ大學在學中も同窓の外人をして畏敬せしめたる程の秀才に候○外國仕込の青年紳士に候へ共永く倫敦に居住して一英國紳士の家庭に起臥致居候故一般の洋行歸りとは自ら選を異にして堅忍着實なる英人の美風を有し居候○常識に富み世故に馴れたる圓滿の人物に候○小生は同氏を措て他に好適の人物を得る事能はずと信認致居候

〔文例〕 五、同返事 (其二)

拜復時下春暖之候益御清榮之段奉賀候扱御芳墨詳細拜讀仕候御依頼の件は早速社長殿に相談致候處當方にては目下採用の餘地無之様被申居候間左様不惡御承引被下度履歷書は此儘預り置き其の内更に好機も有之候はゞ今一度推薦相試み可申候尤も其の機

會は期し難き事に候間何卒外へも御交渉可然と存候右貴答迄 勿々

〔文例〕 六、同 上 (其二)

謹啓支配人之推薦之件御願致候處早速御厚配に預り候段御厚禮申上候早速當人と面談仕度候間明日午前七時拙宅迄御來車被下候様御鳳聲の程奉祈候右御禮旁貴答迄如斯に御座候 不宣



## 第二十四章 周旋狀

周旋狀も矢張り (Letter of Recommendation or Recommenda'tory Letter) なりと雖も推薦狀及紹介狀と其性質を異にせり左に其主要なる用途及び性質を述べん

〔用途〕

- 一、就職の周旋
- 一、取引の周旋
- 一、商品賣込の周旋
- 一、商品買入の周旋等なりとす

〔特質〕 今左に紹介、推薦、周旋の三狀の性質を區別し以て周旋狀の特質を明にせん

- 一、紹介狀 第三者の依頼に應じて單に心當りの所へ紹介するもの。
- 二、推薦狀 第三者(相手方)の依頼に依るか又は候補推薦の如く或る目的を有する場合に相當の第三者を推薦するもの。
- 三、周旋狀 二者の依頼もあり第三者の依頼もありたるとき必然的成功を期して兩者の間に周旋するもの。

〔要件〕 紹介狀及推薦狀の章につきて見るべし。

〔文例〕 一、就職の周旋狀(甲より乙へ) (其一)

拜啓先日來再三御依頼相成候貴店庶務主任の儀幸ひ適任の人物を發見致候に付御一報申上候同人は丙野丙兵衛と申し去る明治三十六年三月〇〇商業學校を卒業致し當地村井兄弟商店庶務課書記を勤務致居候處大正元年より同三年迄都合三ヶ年間歐米視察に従事致し歸朝後同人實兄方の營業に助力致居候社交上にも頗る圓滿にて資性謹直に加ふるに經驗も豊富にして御希望の地位に對しては得難き人物と存候若し御召聘の御思召も候はゞ一應御面會の上御決定相願度同人は目下至急に就職の必要はなしと申居候へ共御希望の向には恰當の候補者と存候に付先日來訪の節小生より寧ろ勧誘したる位に御座候右取急ぎ當用のみ如斯候 頓首

十月二十七日

甲野 甲 兵衛

乙野 乙 兵衛殿

〔文例〕 二、就職周旋狀(甲より乙へ) (其二)

第二編 各論 第二十四章 周旋狀



拜啓先夜は折角の御枉駕にも不拘失禮致し申譯無御座候扱其節御話申上候件に付本日乙野乙兵衛氏へ出狀委細御紹介致置候間左様御承知被下度先方より返事あり次第御通知可申上候間其際は早速御來車被下度それまでに十分御決心相願度存居候右當用のみ申上候 早々

十月二十七日

甲野 甲兵衛

丙野 丙兵衛殿

〔文例〕 三、就職周旋狀(乙より甲へ) (其三)

拜復 弊店庶務主任人選の件に付種々御厚配を忝うし奉深謝候御推舉被下候丙野丙兵衛氏は小生も豫て聞及び居候御方にて人物としては誠に申分無之却つて弊店には過ぎたる人と存居候次第若し同氏の御承諾を得ば此上なき幸と存候俸給手當其他に付ては先日も申上候通りの事に付其れにて萬事御承知相願度尙ほ爲念原籍地の戸籍謄本御取寄せ被下度其の内に同氏とも面會の機會を得度存居候先は右御挨拶旁御願ひ迄如斯御座候 敬具

十月二十九日

乙野 乙兵衛

甲野 甲兵衛殿

〔文例〕 四、就職周旋狀(甲より乙へ) (其四)

再復十月二十九日附の貴書正に拜見仕候御申越之戸籍謄本一通差上申候丙野氏は已に就任承諾致され候間たゞ貴殿の御確答を待つのみにて御座候尙ほ愈御採用と御決定被下候はゞ一應同氏を同道致度御都合の時日御示し被下候はゞ幸慶に存候一寸御返事旁如斯に御座候 早々

十一月一日

甲野 甲兵衛

乙野 乙兵衛殿



## 第二十五章 證明狀

〔用途〕 證明狀 (Letter of Certification) は主として左の場合に使用せらる

- 一、人物の性行に關する證明
- 一、人物及び團體の信用の證明
- 一、品質及び計算に關する證明等なりとす。

〔要件〕

- 一、證明すべき事項を明示して其の程度及び範圍を正確に限定するを必要とし、
- 二、責任者の署名捺印あるを必要とす。

〔文例〕 一、雇人の性行を證明す

拜復御照會の金子徳太郎は御來示之通り昨年末迄五ヶ年間弊店に相勤め居候者に有之客扱ひも巧妙にて至つて着實温厚なる前途有望の店員と相認め居候尙は一年間近く計算係を相勤めさせ候節は殊に職務に勉勵致し責任を重んじ其の間一日の缺勤もなく

勉勵致候間店則により些少の賞與金を與へ候事も有之御申越之如く地方集金人として御差遣相成候とも決して間違は無之事と存居候弊店にては數年後に獨立爲致十分援助致度存居候處御承知の〇〇銀行破綻事件の餘波を受け非常の窮境に陥り候爲め店員全部解備の已むなきに至り金子は一時歸郷致したる次第に御座候處幸に貴殿の御意に叶ひ種々御厄介に相成居候由承り人事ならず欣喜の極に存居候何分には宜敷御取計被下候様御願申上候先は右御挨拶迄如斯に御座候 頓首

〔文例〕 二、商品の品質を證明す

拜復御問合せの「やまと味附海苔」は大和商店の新製品に御座候處弊店にても廣く取次販賣致居り香氣ある美味を以て御得意様の御愛顧を蒙り居候同品の特長は寒中暑中と雖も口開きのまゝにて變味不致且つ香味も常に新鮮を保つ點に有之此點は弊店の實驗上又御得意様の御評判により確に御證明致候若し錦地にて手廣く御賣捌の御見込も御座候は、乍失禮弊店より大和商店へ御紹介可致先は御返事まで如斯に候 不具



## 第二十六章 保證狀

〔用途〕 保證狀(Letter of Indorsement)は前記證明狀より更に一層確實なる證明狀にして其の用途は主として、

- 一、性行及び信用に關する保證
- 一、支拂能力に關する保證
- 一、損害賠償に關する保證
- 一、品質及び計算に關する保證等に用ゐらる。

〔要件〕

- 一、保證すべき事項を明瞭に記し其の程度範圍を正確に限定する事。
- 二、必ず自筆とし捺印あることを要す。

〔文例〕 一、商店の信用を保證す

拜復本月貳日附御書面正に拜誦仕候御尋ねの佐賀商店は當地第一流の綿絲商にて弊

店とは十五六年來の取引を致居候營業振り堅實にて勘定の如きも今日迄一回も期日を誤りたる事無之且つ同商店主佐賀正雄氏は現に商業會議所會頭を勤められ最も名望高き紳商に御座候間御申越の半期五萬圓位の御取引に付ては決して御懸念に不及儀と固く保證仕候若し御取計開始の御希望も御座候はゞ小生より御紹介致し事宜によりては小生御保證の地位に相立ち可申  
右不取敢貴答如斯に御座候也



## 第二十七章 感謝狀

〔用途〕 感謝狀(Letter of Thanks)とは所謂禮狀のことにして先方の厚意盡力等に

對して感謝する書翰なり其の用途は左の如し、

第一、單に厚意を謝するものは、

一、註文の感謝 一、推薦の感謝 一、祝賀の感謝

一、弔慰の感謝 一、見舞の感謝 一、勸告の感謝等にして

第二、盡力に對して感謝するものは、

一、代理の感謝 一、周旋の感謝 一、證明の感謝

一、保證の感謝 一、買附の感謝 一、取調の感謝等是也。

〔注意要項〕

一、文辭體裁に充分の注意を拂ふべきこと。

二、筆者の衷心より感謝の意を表示すべきこと。

三、目上に對しては如何に此事たりとも必ず感謝し置くべきこと。

四、時機を失せず直に發信すべきこと。

五、可成葉書を用ひてずして封書を以てする事。

〔文例〕 一、註文を感謝す

拜啓毎々特別の御愛顧に預り奉鳴謝候此度は又十七日附を以て多數の御註文被仰付

誠に難有奉存候早速取揃へ明日中に全部鐵道速達便に託し發送可仕候間左様御了承被

下度先は右御禮申述度如此に候 謹言

〔自作資料〕

毎々御引立に預り難有奉鳴謝候○毎度御註文被成下難有奉謝候○過日御註文之通り御  
指定の山城丸に積込み申候○今後とも何分御引立の程偏に願上候○御親戚始め御知己  
の方々へ宜敷御吹聴被下度先は當用まで○追て本月發行の目錄別封御送呈申上候條陸  
續御用命の程待入候○御註文相成候柄は目下當市にて大流行のものにて其の色合と云  
ひ模様と云ひ高尚優美にて織元の奮勵と當店意匠部の苦心を發揮致居る事と存候○輸



入少なき爲め持合せ特に拂底を極め居り候○明後日錦地向け直航の汽船に積込み可申候○御地向き防寒具目錄二部御送附申上候間在荷澤山有之内に御用命被下度候○新見本三函贈呈仕候○御註文品は目下東都にても好評に候へば錦地にても必ずや歓迎を受くる事と存候○京阪地方にてはその賣行迅速にて今日迄に既に五回の註文有之候○御註文品に就ては品質柄合等十分吟味の上御送荷申上べく候

〔文例〕 二、周旋を感謝す

拜啓過日は種々御迷惑の事御依頼仕り誠に申譯無之候扱今日は弊店店前裝飾意匠係として藤村要氏御周旋被下奉萬謝候同氏は着實温篤にして特に技術に造詣深き事數分間の談話にて十分に承知仕候依而即座に採用の旨確答致置候乍毎々特に御厚情難有奉深謝候 頓首再拜

〔自作資料〕

如斯好人物を得たる上は必ずや品質の改良を期し得らるゝ事と悦び居候○店員の勉勵と相俟つて愈その精華を發揮する事と存候○米國シカゴ大學廣告科御出身の由にて

弊店などに使用するは誠に惜しき様に存せられ候○其の裝飾振りの巧妙には店員一同驚嘆仕居候○同氏就職後の弊店裝飾こそ錦上更に花を添ふるの觀可有之と存候○進取的活動を取るべきは時代の要求する所に御座候○斯る好青年ならば幾人にてても願度と存居る程に候○年來好人物を得るの難きに苦居候處今回圖らずも同氏を得たるは一に貴殿の賜と奉感謝候○特に英佛獨の諸語に精通せられ居候故今後海外との取引益發展すべくと存居候○本日より出勤の事に取定め置候○給料は過日の御話通りにて宜敷候や同上候○給料は希望通りに決定致置候○先は御禮申上度如此御座候 頓首々々

〔文例〕 三、信用報告を感謝す

前略御多忙中御手数數相願ひ候錦地大山商店の信用程度及び財政狀態等に關し特に詳細なる御内報に接し難有奉萬謝候右不取敢御禮申上度如斯候 不盡

〔自作資料〕

御繁忙中をも不願勝手釜敷御依頼仕り○御多用中にも不拘早速御通知被下難有御禮申上候○貴殿の御高見に従へば先づ／＼確實なるものと安心仕り候○種々なる參考書



類御蒐集被下奉謝候○御高見御漏し被下難有仕合に存候○實は同氏に對し甚だ面白からざる風説を爲すもの有之様に聞込居候故御厄介相煩はしたる譯にて候○斯様の儀に候へば同店に對する事は一時の夢と思考するより外無御座候○御手数段難有御禮申上候○先は不取敢御禮申上度如此に候

〔文例〕 四、荷造りの改良を勸告せられしを感謝す

拜復去る十七日御送荷申上候陶器は品痛み特に甚敷由にて荷造改良に關する御高諭に接し難有奉鳴謝候實は弊店に於ても荷造りの改良を自覺致居種々考究仕居候へ共未だこれと云ふ妙案も無之閉口仕居候折柄重大なる資料の御供給を忝ふし荷造改良上益する事實に不少早速御來示の荷造法に基き本日一函御送附申上候間貴着御検査の上重ねて御報告煩はし度御禮旁得貴意候 以上

〔自作資料〕

荷造改良の研究は何人も自覺しながら此れに指を染むる者一人も無之は不審の至に御座候○御高見は一々肯綮に當り居候故一同只管敬服罷在候○詳細なる圖解により材

料價格に至る迄一々御教示に預り感謝に不堪候○今日係りの者全部を集め御高諭の趣詳細説諭致置候○今後とも御勸告に接し度存候○壇の掃除の不潔なるとペーパーの貼付に不注意なるは當方の大過失にて候○荷印無之は御説の如く誤りを生ずる基に候○不取敢以書中表深謝之意度如此に御座候 拜具

〔文例〕 五、旅行中の世話に對して感謝す (其二)

謹啓時下御清適奉賀候扱過般錦地へ罷出候節は望外之御款待を蒙り感佩謝するの辭を知らず候一行は昨日無事歸京仕候間乍慮外御放念被成下度願上候先は不取敢御禮申上度如此に御座候 頓首再拜

〔文例〕 六、同 上 (其二)

拜啓貴地逗留中は不尠御厚情に預り奉鳴謝候出發後は海陸無事にて去る十四日歸着致候先は不取敢御禮旁御報知申上度如斯に御座候 敬具

〔文例〕 七、開店前後の勞を謝す

拜呈御業務御多忙中にも不拘種々御盡力を蒙り難有奉存候以御蔭滞なく開業の事に



相運び實に謝し奉るに言を知らず候尙は乍此上可然御指導を仰度伏て奉希候此品敢て御禮と申す譯に無之候へ共寸志に付幸に御嘉納被下候はゞ本懷の至に御座候 頓首

〔文例〕 八、就職の周旋を感謝す

肅啓這度は先生の厚き御配慮により過分の職に就き候段難有奉感謝候轉軻不遇の折柄御助けを蒙り候段地獄で佛のたとへにも優り御厚情の程肝銘の外無之候此の上は職務に勉勵致すべきは更なり言行共に相愼み苟も御威尊を瀆し候様の所業は深く戒心可仕候尙如何にもして此の御厚恩に報い奉り度虎皮下の御爲めとあらば水火も辭せざる所存に候へば今後不肖一身に適ひ候儀は何なりとも御用仰付被下度奉願上候右は拜謁の上御禮可申上之處御多忙中御邪魔相懸け候事却つて恐縮に存じ以紙上感謝之意を表度何れ其の内參堂拜芝の上御厚禮可申述候へ共不取敢如斯に御座候 恐惶頓首

大正 年 月 日

何 某 拜

何 某 先生

虎 皮 下

〔自作資料〕

過日は小生身上につきて御多忙の折りにも拘はらず○強ひて御依頼申上失禮をも御とがめなく○五里霧中に迷ひ居り候如き身を御周旋被下○御一身の事業をも打ち捨てて東奔西走被下候御厚情○此は一方ならぬ御盡力に預り御蔭を以て相當の地位を得○愈本日何某會社の帳簿係に据ゑられ○今朝會社より呼出しに付出頭候處庶務課書記被申付○分不相應の地位に御拔擢被下一身の名譽之れに不過候○是れ全く恩師御盡力の御庇蔭と深く鳴謝仕候○實に小生積日の素懷を遂げ怡悅無涯雀躍仕候○このありがたき御禮申上げん言も無之候○直様御禮に參上可仕候へ共○猶此の上も宜敷御引立被下度候○只此上は忠勤精勵職務に盡瘁し以て御鴻恩に酬ゆる覺悟に御座候

〔文例〕 九、仲裁の勞を謝す

謹啓過日來横濱モリス商會に對する商品受渡上の紛議に關しては一方ならざる御盡力を煩はし候處以御蔭茲に一段落を告ぐるに至り候段誠に感謝に不堪候一時は斷然

第二編 各論 第二十七章 感謝狀



法廷に訴へて迄もと覺悟致候へ共貴殿の御忠告も有之強て彼等とその是非を争ふも大  
人氣なしと存じ萬事御高諭に御任せ申候處案外にも彼等はその非を悟り當方要求通り  
の好結果を收め申候右は全く貴下の御盡力の致す處と厚く御禮申上候猶この上とも有  
終の美果を得る様御高配に預り度願上候不日拜趨萬謝可仕候へ共不取敢右御禮迄如斯  
に御座候 頓首再拜

〔自作資料〕

品代金請求の件に關しては○店員を派遣して交渉相試み候にも不拘○言を左右に托  
し○容易に請求に應ずべき氣色もなく○殆ど困却の折柄○無事解決を告げ○去りとて  
法廷に事を構ふるも○商人として好ましき事には無之○彼は痛心致居候處○一に貴下  
の御盡力の然からしむる處と深く感佩罷在候○一同感佩罷在候○別送の品は甚だ輕少  
に候へ共○御挨拶の印迄に○貴覽に供し候間何卒御笑納被成度候○何れ近日拜芝の上  
萬々申上度候

## 第二十八章 廣告文 (Ad Building)

### 第一節 總論

#### 廣告文の使用

文明の世に廣告が商業者に重要な利器たるは茲に更めて説明を要せざるべく商業  
者間の競争最も劇烈なる米國にありては年々二百五十萬餘弗の廣告料を收むる新聞社  
數多ありといふ以て其の一般を想像するを得べし、而して今日廣告術の最も進歩せる  
もの米國を以て第一とす、彼國にありては廣告術を研究する學校あり、講議録ありて  
廣告文作成の如きは一種専門の營業となれりといふに至つては又以て廣告文の價値の  
如何に重要視せらるかを知らるに餘りありといふべし。

現時我國に於て廣告専門の營業者なきにあらず、例へば東京の金蘭社、廣目屋、弘  
報社、三成社、正路喜社、弘業社の如き又京阪の京華社、萬年社、中外廣告株式會社、  
勉強社、金水社等の如き是なり。而して何れも相當の成績を擧げつゝありと聞く、是



れ即ち一面に於て我商業界の進歩を意味するものといふべし。

廣告文の要件

- 一、簡明なる文を必要とす。
- 二、短き語句を用ふべし。
- 三、口調好き文句を用ふべし。
- 四、讀者に快感を與ふべき美的文語を用ふべし。
- 五、顧客の爲に利益となるべき點を明示すべし。
- 六、廣告料の節約に留意して作成すべし。

廣告機關の撰擇

廣告機關の撰擇とは如何なる新聞紙如何なる雜誌に掲載せば實效最も多かるべきやの問題なり、而して之に對する解答は廣告すべき目的物の異なるに従ひ廣告する相手方を異にするを以て各々其種類如何によりて決定すべきものとす、例へば其商品にして上流紳士の間に使用せらるゝものなれば上流家庭に愛讀せらるゝ新聞雜誌を撰むべ

く中流、下流に對する關係亦然り、又新聞にありても都會人士向き地方賣とあり、或は兩者相均しきあり、又地方賣と稱すも中には例へば東北に多く賣るもの、關西に多く捌くるもの等種々あるべし、而して又更に他の方面より見れば下層社會に讀者の多數を占むるものあり、女子の顧客特に多きものあり、學生向あり實業家向あり、教育家向あり、斯の如く商品に多種多様あり又利用すべき廣告機關に種類及び階級あるを以て商業者たるものは夫れ等の關係をよく鑑別して廣告文を作成するを要す。

第二節 廣告の文例

〔文例〕 一、滋養香竄葡萄酒の廣告

身體強壯ならざれば精神活潑ならず、精神活潑ならざれば事業得て爲すべからず。身體の強壯を圖る種々ありといへども弊店販賣する所の香竄葡萄酒を飲むが如きはその隨一なりとす、何となれば香竄葡萄酒は數種の良劑を配合し釀造したるを以て食物の消化を助け血液の不足を補ふ大効あればなり。夫れ天下有爲の士は必ず身體の強壯



を圖らざるべからず。身體の強壯を圖るものは必ず常にこの香竄葡萄酒を飲まざるべからざるなり。且つこの酒は味ひ甘美なるを以て婦人小兒の如く平生酒を飲まざるものと雖も亦飲むことを得べし。一言以てこれを蔽へば其の味ひ口に適し其の質身を養ふに便にして效ありといふべし。是れを以て販賣日に盛んに各地方洋酒店藥舗等到處皆これ有らざるはなし勢ひ此の如くなるを以て本品に擬し尋常の葡萄酒に甘美を以て自ら滋養第一の良酒と大言して販賣するものあり。伏して乞ふ身體の強壯を圖らるゝ諸君は本品貼箋中にある農商務省登録の三個の商標に御注目ありて眞偽御判別の上御購求あらんことを。

〔自作資料〕 (和洋酒食料品に關する語句)

□口當り好し

□外觀も好し

□滋養もあり

□甘味もある

△△の名菓□□の見本御届け致したし。』

『兎角今迄のお菓子に御飽きの方に、

弊店の名菓□□を御勧め致します』

『親は無くとも子は育つ

××ミルクの愛用益々全國に溢る』

『<sup>ビール</sup>麥酒召すなら××ビールが一番！

麥酒召すなら××ビールが一番！

××ビール愛飲家の體量は常に重し!!』

『獨逸風ビールの眞味は只キリンビールにあり(明治屋)』(以上は新聞廣告による)

〔文例〕 二、吳服太物販賣の廣告

弊店從來不一方御愛顧を以て日に増し相榮え候段深く奉感謝候從而今般一層品質の精良に注意致し値段の儀も特別に廉價を以て御求に應じ以て各位の御愛顧に背かからんことを相努め候へば倍舊の御引立を以て御購求の程偏に奉希上候 白

〔自作資料〕

(吳服洋服に關する語句)

『來る七月一日より十日まで



薄衣賣出し

盛夏向き見切品つりざれ類種々………(十合呉服店)』

『初夏の御召物!!』

此品賣切れ候はゞ、最早かゝる値段は永久市場には無之候故、御購入は今、只今に候(津野呉服店白河支店)』

『若き御婦人の御羽織は皆△△の□□也』

美き御婦人の御召物は皆△△の□□也(何呉服店)

〔文例〕 三、書籍の廣告

英文和譯教授書の梓に上るもの尠しとせずされど多くは一定の方案なく規律なし唯漫然と短片の英文を蒐輯しこれに和譯を加へたるに過ぎずその文法上の考案を以て細かに分類し卑きより高きに進み繁簡宜しきを得學生をしてその意義を研究する傍文法を學びアクセントを知るの利益を兼得せしめんと勉めたるは蓋本書を以て嚆矢となすその収録する所概ね現今の新聞雜誌又は近來世に行はるゝ教科書中より拔萃せるもの

にして之を讀めば譯讀文法を學び解釋力を練るは勿論西人の思想運用の法をも曉り得べし今回再版成りて發賣す

『自作資料』(書籍、新聞、雜誌等に關する語句)

『火の無きところに煙は上らず』

實の無き書物に人氣は集らず』

『讀書子の飽く無き興味は本書に於て初めて見出さる』

『本書の眞價は

實際批評以上なり

事實感嘆以上なり』

『本書は創製にして複製に非ず

著者の新研究は頁に充ち、活字に溢る』

『新しき人々には新しき知識を要す

新しき商人には新しき研究を要す』



『兒童にとりては家庭に於て有効なる復習及豫習法

父兄にとりては兒童監督及躑方についての唯一の手引

教師にとりては學校教育と家庭教育に關する唯一の參考 (實業の日本)』

▼如何にして時間を利用すべきか

▼如何にノートを作製すべきか

▼如何に參考書を読むべきか

▼如何に獨學の效を大ならしむるか

▼如何に頭腦を修養練磨すべきか

▼如何に讀書の效を收むべきか

本書は以上の諸問題に對する實驗的答案也各編悉く苦心萬苦の追回録にして一の空  
議空論なし其の法斬新穩當蓋し言々句句皆讀者の心を直射す(同上)』

〔文例〕 四、石鹼の廣告

外觀に花を飾らず實用に重きて品質に花の美を包む好石鹼浴用として使へば使ふは

ど優良なる效驗は認められ肌膚に光澤を與へて立つ泡は流れて満足の淵となりぬべし。

〔自作資料〕 (賣藥化粧品に關する語句)

『ナイルストと評判を分つ□□は

紳士の需要多く貴婦人の愛用盛んなり

特に驚くは白髮の老人を顧客に見出すことなり』

『□□を御常用になれば

炎暑の夏も涼爽の夏とならん』

『幸運と繁榮とは常に進歩したる頭に伴ふ

進歩したる頭の保全には□□なかるべからず』

『絶望する勿れ! 悲觀する勿れ!

□□を服用して効果なき理由なし

悲觀する勿れ! 絶望する勿れ!』



【この薬出来てより

お寺の失望は大したもの

とは聞捨てならず】

【何うすれば赤坊は丈夫に育つか？

此の重要な問題は的確に解決せられたり

母乳特に牛乳に□□を混じて用ゆるにあり】

【櫻田醫學士は實業の日本誌上に於て

『血液と脂肪を増やす強壯劑』

と題して肝油の偉効を説かれ

而して肝油選擇上の注意中我が肝油球を推薦せられ現に東京實業藥劑師聯合會は純良なる本肝油を選定し以て發賣せり。(富谷宗吉藥局の廣告)

【文例】 五、株式募集廣告

一 目的 活動寫真フィルム及び映寫攝影機械一式並に附屬品一式の製造販賣

活動寫眞の興行及び其他の興行活動寫眞の貸貸幻燈機械一式及び映畫の製造販賣並に貸貸活動寫眞の利用に依る廣告業

- 一 資本金 金壹千萬圓(一株金五拾圓)
- 一 募集株數 壹萬五千株總株數貳拾萬株(内拾八萬五千株は發起人及賛成人に於て引受確定)
- 一 申込價格 額面以上割増金附(但拾錢未滿の端數を附せざること)
- 一 申込期日 大正 年 月 日限り
- 一 募入方法 申込價格の最高より順次募入し價格同等のものは按分す
- 一 申込證據金 一株に付金貳圓五拾錢(割増金は證據金と同時に拂込の事)
- 一 株金拂込 一株に付拾貳圓五拾錢(證據金併算)

(日本活動フィルム會社)

【文例】 六、株金拂込廣告

一株に付金七圓五拾錢

期日 本月二十日限り(延滞利息一日五錢)



拂込場所 大阪東京神戸京都の△△銀行及××銀行

(電氣軌道會社)

〔文例〕 七、國庫債券償還廣告

一 第三回國庫債券(に號)

全部

一 煙草專賣法國庫債券(ほ號、ち號)

全部

右本年五月二十五日償還せらる

前記國庫債券所有者は其償還金の代りとして第一回四分利公債の公布を受くることを得

委細は本行本支店出張所代理店及各其出張所へ承合せられたし

(日一本銀行)

〔文例〕 八、求資廣告

● 求合資者 有名なる專賣園藝植物今貳千圓増資せば四五兩月間に賣上見料みはからひにて七千圓を得確實なる合資者を求む。

〔文例〕 九、讓店廣告

● 名刺店讓る 神田目抜の場所住居六疊、四半、三疊、賃十、敷三、居抜の儘五拾、照會。

〔文例〕 一〇、保險廣告 (其二)

本社は明治十四年七月開業せり

本社は積立金壹千餘萬圓を有す

本社は營業三十一年最も經驗に富む

本社は財政整理し保險金の支拂速也

(某生命保險會社)

〔文例〕 一一、同 上 (其二)

信用保險は商店銀行會社にて採用すべき文明的の身元保證制度なり

信用保險は精勤したる雇人に信用證明狀又は賞與金を與へて表彰す

信用保險は雇人が不都合を働かば直ちに辨金して雇主に損害を償ふ

信用保險案内書は御一報次第送附す東京市内は出張説明の需に應ず



當會社は其他火災海上陸上運送の各種保險を營み總て懇切を旨とす

(參考資料) 廣告に關する法律の規定

一、廣告の性質

我民法第五百二十九條に曰く「或行爲を爲したる者に一定の報酬を與ふべき旨を廣告したる者は其行爲を爲したる者に對して其報酬を與ふる義務を負ふ」と。故に知るべし廣告は契約の一片たる申込なるを以て此申込に應じて一の行爲を爲したる者は是れ暗黙の承諾を與へたるものにして茲に始めて契約成立し廣告者は義務を負ふに至るものなることを。

二、廣告の取消

一旦爲したる廣告は之を取消すことを得るや否やに關しては議論ありと雖も之を取消す事を得とするを正當とす我民法の規定する所亦然りとす。

(甲) 取消の時期

(イ) 原則

民法第五百三十條は廣告者は其指定したる行爲を完了する者なき間は之を取消すことを得と規定せり。

(ロ) 例外

然れども廣告者が廣告を取消さずとの特約をなせしときは固より取消すことを得ず。

(乙) 取消の方法

廣告取消の方法は廣告と同一の方法に依りて之を爲すべきものとす(民法五三〇條)是れ行爲者に於て取消の

事實を知るに最も便なればなり。然れども此方法に依り取消を爲すこと能はざるときは他の方法によりて之を爲すを得べし例へば廣告を甲新聞にて爲したりとせんに甲新聞廢刊したるときは乙新聞に依りて之を爲すを得るが如し、但斯る取消は之を知りたる者に對してのみ其の效力を生ず、是れ蓋し斯る場合には行爲者が取消の事實を知る機會少なきが故に之を保護せんとの趣旨に外ならず。(民法五三〇條)

(丙) 受賞者

(イ) 一人の場合

廣告に定めたる行爲を爲したるもの一人なるときは其者のみが報酬を請求する權利を有すること言を俟たざるなり。

(ロ) 二人以上の場合

民法第五百三十一條はこの場合を規定して曰く「廣告に定めたる行爲を爲す者數人あるときは最初に其行爲を爲したる者のみ報酬を受くる權利を有す、若し數人が同時に右の行爲を爲したる場合に於ては各平等の割合を以て報酬を受くる權利を有す、但報酬が其性質上分割に不便なるときは又は廣告に於て一人のみ之を受くべきものとしたるときは抽籤を以て受賞者を定むるものとせり、勿論特約あれば其の特約による。

(丁) 優等懸賞廣告

優等懸賞廣告とは廣告に指定したる行爲を爲したる數人の中に於て其優等者にのみ報酬を與ふべき廣告をいふ。

(イ) 懸賞廣告の效力



優等懸賞廣告は應募の期間を定めたるときに限り有効とし應募期間の定めなきものは全然無効とす。(民法五三二條)

(三) 優等者の判定

應募者中何人の行爲が優等なるやば廣告中に定めたる者之を判定す、若し廣告中に判定者を定めざりしときは廣告者自ら判定すべきものとす。(民法五三二條)

(ハ) 判定に對する異議

右に定めたる判定に對しては應募者は之に對し異議を述ぶるを得ざるものとす。

(ニ) 同等判定

優等者に差異あるときは最優等のものが廣告所定の報酬を受くべきものなるも若し數人の行爲が同等なりとの判定ありたるときは平等の割合を以て報酬を受くべきものとす、然れども分割に不便なるか又は廣告に於て一人のみ之を受くべきものなるときは抽籤を以て受賞者を定むべきものとす。(民法五三一、五三二條)

〔參考資料〕

### 懸賞

#### 問題 味の素の最も有効な應用法

皆様は毎日食毎に味付として御使用なさるゝ味の素を

どう云ふ飲食物にどう云ふ風にお使ひになつたら一番效力がございましたか

お心附の點を可成詳しくお認めの上左の規定により御投稿ください本舗では

- |             |        |
|-------------|--------|
| 東京割烹女學校長    | 秋穗益實先生 |
| 東京料理飲食業組合頭取 | 町田徳兵衛殿 |
| 同 副頭取       | 宇田川孝吉殿 |
| 全國同盟料理新聞社主幹 | 三宅孤軒殿  |

の四氏に御撰評を乞ひ優秀の分

#### 壹百五拾名を限り

左記の通り聊かお禮を致します

但審査の結果は十一月上旬新聞紙上にて發表致します

東京割烹女學校長秋穗益實先生著

家庭和洋  
保健食料

三食獻立及料理法

(總クローズ入金版四百頁  
顔美本 定價金八十錢)

#### 壹百十冊を各一人一冊宛

第二編 各論 第二十八章 廣告文



■ 定規稿投 ■

- 一 御投稿は葉書に限る事
- 一 葉書の餘白には必ず左の事項御記入の事(記入洩は乍遺憾無効とします)
- イ 此懸賞廣告を御覽になつた新聞名
- ロ 常に御購めになる味の素販賣店名、所
- 一 御投稿は十月二十日限り左記宛の事

東京市京橋區南傳馬町一ノ十二  
味の素本舗 鈴木商店廣告部  
電話京橋區長 三三〇三三三  
三三三三三三三三三三三三三三三三

第二十九章 電信文 (Telegrams)

第一節 總論

〔電報の使用〕

今や電氣通信の設備は日に月に發達して、商業家にして之れを利用せざるものなきに至れり。無線電信は未だ商業家の爲に用ひらるゝの域に達せずと雖も、電話と電報とは信書と相俟つて商家須要の通信機關たり、然れども電話の通信區域は未だ廣からず、此に於てか最も廣く用ひらるゝものは書信を除きて只電報あるのみを知る。

〔電信文の要件〕

電信文作成上注意すべき二大要件ともいふべきは費用の節約、誤信の豫防なるが、尙ほ注意すべき要件を擧ぐれば左の如し

- 一、電信文は最も簡明に記載すべきものなれば、一切敬語等を用ふるの要なし。
- 二、地方的方言を用ふること決してなき様注意すべし。



三、二様の意味に解し得る言葉は之を避くべし。

〔用紙に記入上の注意要項〕

- 一、頼信紙に認むるに當りては、字劃を正しく書くべし。
- 二、ハ、八。ニ、二。ミ、三。メ、ソ。ス、ヌ。ユ、エ。ク、タ。マ、ヤ。チ、テ。レ、ン。シ、ン。マ、コ。ヨ、コ等一見紛なしき文字は、特に注意して丁寧に記載すべし。
- 三、ギ、バ、ド、ベ、ブなどの如き濁音半濁音の文字の次には必ず一字だけ空欄を存すべし。
- 四、受信人の住所は配達に差支へなき程度に於て成るべく簡単に記載すべし。
- 五、發信人の居所氏名は分り得る程度に於て省略すべし、但し頼信紙の欄外には必ず明瞭に認むるを要す。
- 六、先方の居所氏名には假名を振りて頼信紙に認むべし

〔内國電報に關する規定〕

〔注意すべき要件〕

- 一、頼信紙に貼付すべき郵券は成るべく高額のものを用ゐ、剝落の惧れなきやう貼付すること。
- 二、料金の確定したる電報は電信局へ宛て無料郵便にて差出すことを得るも、この場合には必ず「電報在中」又は「通信事務」と書添ふること。
- 三、萬一他人に宛てたる電報の誤配達を受けたる時は其旨附籤して直に配達局に返戻すべく、決して本人に直送し又は手渡しせざることを。
- 四、返信料前納電報、局待電報、別使配達電報、解船配達電報の配達を受けたる者は配達の時より五分時間以内に其の電報配達人に依託して電報を差出し得る事。
- 五、受信人へは既に受取りたる電報に關し、不明の個所ある時は受取りたる時より七十二時間以内ならば、着信局に對し尋問を請求し得ること。
- 六、返信料前納證書は使用期間中(證書發行の日より三十日間)なれば返信のみに限らずその他の電報にも隨時使用し又は他人に流用せしむるも妨げなきものなれば成る



べくこれを利用すること。

以上

第二節 電信文例

〔文例〕 一、店より出張先の店員への電報

手附その他の事について金が不足なら幾らか送つてやろうか、どうか。

カネオクロウカ

〔文例〕 二、同 返 電

少し許り不足ですから、電報爲替で金五十圓送つて貰ひたい。

五〇デンニテオクレ

〔文例〕 三、本店より支店長への電報

事業上の相談があるから、大至急に當地へ出張せよ。

ウチアワセタシハヤクコイ

〔文例〕 四、出張先の處分方を問合す電報

先方に對する談判の始末はどうか、當方一同心配して居る。

ハナシイカバ アンジ テヲル

〔文例〕 五、店員より店主への電報

今日賞牌授與式を舉行された。店の出品は金牌を貰つたから取敢へず通知する。

キンバ イウケタ

〔文例〕 六、米價を報告する電報

米價一割下落した。それに南京米が一萬石新に着荷した。

コメ一ワリヤスナンキン一マンコクツイタ

〔文例〕 七、鹽を註文する電報

鹽五千俵十五日までに積送して下さい。

シオ五〇〇〇一五ヒマデ ソノチダ セ

〔文例〕 八、米の買入を依頼する電報

手附金一割を入れるから、一石十四圓の割で五百石買入れ方たのむ。



コク一四エンコメ五〇〇コクカエ一ワリウツ

〔文例〕 九、賣行の状況を報じて注文をなす電報

今回御送りの鷺印の方非常に賣行よく、最早残品僅かになつたから、至急一千個御送附を願ひたい。松印の方は見込みも立たぬから御見せ下されたし。

ワシヨクウレル一〇〇〇スクオクレマツミアハス

〔文例〕 一〇、在宅を請ふ電報

明日午前十時頃參上するから、是非御在宅を願ひたい。

アスヒル一〇ジ ユクヲレ

〔文例〕 一一、某會社より技師の出張を頼む電報

機械に故障が起つてどうも運轉がわるい、大破損にならぬさきに手入れをして貰ひたいから、技師を一人大至急によこして下さい。

キカイコシヨウアリギ シハヤクタノム

## 第三十章 確認状

〔種類〕 確認状(Confirmation Letter)とは左の二種を包括したるものなり。

一、追尾の確認状(Confirmation Sheet)

二、證明的確認状(Confirmation Note)

〔用途〕

一、追尾の確認状を使用する場合は左の如し。

(イ) 電報又は電話或は口頭等凡べて錯誤の生じ易きもの又は後證の残存せざるものにて申込み或は承諾したる事項を確認するため文章に認て先方へ發する場合。

(ロ) 當方より前に發信したる書翰が郵便物紛失又は汽車汽船等の故障に際會せんことを恐れて前信同文の複寫を再發する場合。(往信に屬す)

二、證明的確認状を使用する場合は左の如し。

註文狀又は證書類の送達を受けし者が其信書又は證書類を受取り且つ其内容に對



して諾否如何を記し先方に送る場合。(返信に屬す)

〔要件〕

- 一、確認すべき事件の内容を正確に而かも簡明に記載すること。
- 二、確認通知状は多く買契約書の代用を爲すものなれば責任者の署名捺印あるを要す。
- 三、當方より發したる電報又は先方より受取りたる電報は片假名にて(譯文と共に)特記すること。
- 四、年月日は正式記入たるべきこと等。

〔文例〕 一、追尾的確認状

第三八一五號

大正六年九月九日

本社支配人

大川義太郎印

大阪出張所長津村虎之助殿

第參六九號御書面拜誦御申越之

絹絲賣却之件

は委細承知仕候早速電報を以て

ミコミネニテシキウウレ(見込値にて至急賣れ)

と申上候處御一覽の事と存候各地よりの入電も下落の一方に付此際至急賣却仕候方利益歟と存候次に

支那向木綿縮註文之件

を電報を以て

モメンチデ ミ一五〇〇〇タンスクカイイレノテハイセヨ(木綿縮壹萬五千反至急

買入の手配せよ)

と御依頼申上候處既に御一覽の事と存候當社にては來年三月末迄に夏向用として木綿縮參萬反を南洋地方へ輸出の筈に其内壹萬五千反は貴地方にて買取出來候様今より織元へ夫々交渉相成度價格は先今春同様の見當にて宜敷候

右爲念申上候 頓首



〔文例〕 二、證明的確認狀 (其一)

拜啓

筑後星印

見本早速御送附被成下難有存候見本同様の品相揃ひ候はゞ至急御手配相願度旨打電仕候處昨日

ミタセウチテハイスル

との御返電拜受仕候就ては可成割安に入手致候様御盡力被下度右御依頼申上候 頓首

〔文例〕 三、同 上 (其二)

(茲には確認せらるべき事項の記載あるものあり)

大正五年九月十八日第八六七號註文狀受領の上各項共正に承知仕候也

大正五年九月三十日

日下八郎兵衛 印

東郷五郎右衛門殿

〔自作資料〕

一、臺北廣濟洋行より「星印砂糖賣物あり、價格一割引、買入れぬか」との電報到着せしにより之に對して

デンミタ三〇〇へウシキウジ ンセンシテンへオクレ

(電報見た三百俵至急仁川支店へ送れ)と打電し置き後より發すべき確認的追尾狀を作れ

二、原田式汽車用二等客車二十臺の電報註文を滿鐵會社より受けし後、電報を以て一應承諾の旨を答へ置き更に正式の確認的證明通知狀を調製し滿鐵會社に送附せんとす、依て之が案文を作るべし。

但同社の註文は一臺金壹萬貳千五百圓宛として形體は前回註文と同型なること、引渡は大連埠頭渡大正六年三月末日限り、代金は横濱正金銀行横濱本店にて着荷次第拂渡すこと。



## 第三編 商業書式

### 第一章 概 説

商業書式は商用書翰文とは其趣を異にし或は法律上其記載事項を規定せられたるあり、或は慣用上其記載要項の稍々一定せるあり。即ち、

- 一、法定形式—法律上其記載事項を規定せられたるもの、例へば貨物引換證、船荷證券、倉荷證券、保險證券、爲替手形、約束手形、小切手等の如し。
- 二、慣用形式—慣用上其記載要項の稍々一定せるもの例へば借用金證書、借越約定書、擔保差入書、荷爲替取組書、電信送金依頼書狀、信用狀買渡契約書、送狀賣上仕切書、委任狀等の如き是なり。

#### 〔注意〕

法定事項中一項たりとも具備せざるときは其用を爲さるは勿論、慣用的形式にありても一言一句重要な役目を有するものなれば誤記、脱漏、改竄、變更等を防ぐが爲め其大部分は印刷せらるゝを常とす。



商業の書式は其如何なる種類たるを問はず左の三項に注意するを要す。

一、目的事項

二、當事者の住所氏名(捺印)

三、作成の年月日

以下其重要なるものを記載せん。

## 第二章 賣買關係書式

〔文例〕 一、賣渡契約證書 (其二)

賣渡證

一品名 肥後米

一數量 五千俵 但壹俵に付四斗宛入

一價額 金參萬貳千五百圓也

一受渡 汽船武藏丸横濱着港次第

前記の通り貴殿へ賣渡手附金五千圓也正に受取申候猶殘金は現品取替に御支拂可被下候也

大正何年何月何日

東京市神田區三崎町一丁目一番地

賣主 稻田九一 印

大隈繁信殿

第三編 各論 第二章 賣買關係書式



〔文例〕 三、買附證

買附證

一金壹萬五千圓也

一品名 肥後米

一數量 壹千石 此俵數貳千五百俵

一單價 壹石に付金拾五圓替

一荷受場所 東京市深川正米倉庫

一荷受期限 拾壹月拾日迄に入荷の約定

一代金受拂 當日物品引換に支拂

右之通正に買附申候也

東京市神田區佐久間町二丁目八番地

平野 輯印

安永登 走殿

買附委託書及承諾書 (其二)

甲第壹貳參號

拜啓左記之通買附依頼致候間可然御取計相成度候

一金

一値段

一積出

一荷受期限

一荷受場所

一證據金

一代金支拂

一天災戰爭同盟罷工其他不可抗力に因る損害及貴店の責に歸すべからざる原因による損害に付ては貴店其の責に任じざる事

右得貴意度如斯御座候 以上

大正 年 月 日

兒玉 貞 臣 殿

乙第 號

左記之通買附方御委託相成御指圖通り夫々取計可申候

第三編 各論 第二章 賣買關係書式



一金

一值段

一積出

一荷渡期限

一荷渡場所

一證據金

一代金支拂

一天災戰爭同盟罷工其他不可抗力に依る損害及當店の責に歸すべからざる原因に依る損害に付ては當店其責に任ぜざる事

右御請迄如斯御座候 以上

大正 年 月 日

加藤 条 四 郎 殿

兒 玉 貞 臣 商 店 印

〔文例〕 四、送 狀 (其四)

送 狀

一金參千七百拾圓也

越後石油貳千箱代

但壹箱に付金壹圓八拾錢替

一金壹百五圓也

運賃立替濟

別紙貨物引換證の通り

一金參百圓也

運送保險料金立替

保險料金參千圓に對し金百圓に付金壹圓の割

合計金四千百貳拾五圓也

內金七百五拾圓也 大正何年何月何日內金受取

差引金參千參百七拾五圓也 不足金

右之通りに候也

東京市京橋區越前堀町二丁目二番地

石 渡 敏 一 印

水 野 練 太 郎 殿

〔文例〕 五、賣上仕切狀

賣上仕切狀

第三締 各論 第二章 賣買關係書式



一金四千五百六拾圓也 幌内炭六百噸賣上總高  
但壹噸に付金七圓六拾錢替の割

内諸掛

一金參千圓也

荷爲替立換金

一金參百拾貳圓也

陸上諸入費立換

但壹噸に付金五拾貳錢の割

一金四百貳拾五圓也

運賃立替

但小樽函館間一噸に付八拾五錢の割

一金拾五圓也

郵便電信料立替

一金四圓五拾六錢也

仲買人口錢

但賣上金高の壹千分の壹

一金百拾四圓也

賣上手數料

但賣上金高の貳分五厘

計金參千八百七拾圓五拾六錢也  
差引金六百八拾九圓四拾四錢也 手取正味金  
右之通本日鐵道便を以て御積送仕候間貴着御查收被下度候也

大正 年 月 日

函館市柳町百貳拾參番地

石本藤三郎商店印

小樽

深澤商店御中

〔文例〕 六、物品賣買契約書

物品賣買契約書

一何品 何程

此賣買代金何千何百何拾何圓也

右之物品今般下記兩名間に於て賣買を爲すに付左の條項を契約す

第三編 各論 第二章 賣買關係書式



商業書翰文要義

- 一、賣渡人は何年何月何日日本契約成立と共に前記代金の内金何百圓也手附金として正に領收致候
- 二、賣渡人は大正何年何月何日何地何所に於て前件物品を取揃へ買受人に引渡可申候
- 三、買受人は前記物品を受取り代金の内手附金を控除せる残額金何千何百何圓也を賣渡人に支拂可申候
- 四、買受人に於て萬一期日に至り右の手續を履行せざる時は賣渡人に於て没收相成候共異議無之候
- 五、賣渡人に於て第二項の履行を爲さざる時は手附金の返還は勿論之と同額の損害を賠償可致候

右双方合意の上契約致候仍而爲後日契約證書貳通を作り各自署名捺印の上各壹通を所持候也

大正 年 月 日

賣渡人 住所 氏 名 印  
買受人 住所 氏 名 印

〔文例〕 七、註文書

第1378號 註文書

大正 年 月 日

岡本商會股

本票通註文仕候也

註文主 國 松 商 會

送金額	送り先	取扱店	品名	数量	摘要
手附金貳百五十圓也	荷受主及住所 宇都宮市 國松商會	着驛取扱店宇都宮驛			以内代金引換ノコト 約定ノ日ヨリ十五日

〔文例〕 八、註文承諾書

第二五六八號

御註文引受通知書

貴註番號	第一三七八號	註文ノ方法
品名	石 油	
種類及數量	ナキスター1印石油	

第三編 各論 第二章 賣買關係書式



商業書翰文要義

單價	箱金貳圓五拾五錢
代價	金壹千〇貳拾圓也
納付期限	約定日ヨリ十五日以内
納付場所	秋葉原驛渡
代金支拂方法	荷爲替取組
記事	代金ノ内金貳百五拾圓也手附金トシテ受取

右之通御註文ノ條件本日記帳相濟候ニ付此段御通知申上候

大正六年五月廿七日

宇都宮市

國松商會御中

岡本商會

第三章 信用狀關係書式

〔文例〕 一、信用狀發行依頼書

商業信用狀發行依頼書

- 一 極度金額
- 一 取組場所
- 一 取組期限 大正 年 月 日より大正 年 月 日迄
- 一 仕拂期限 大正 年 月 日(又は手形日附より何日以内)
- 一 取組人
- 一 仕拂人

前書之通り貴行信用狀

殿へ御發行可被下候該信用狀に依り各地取引先銀行に

於て取組たる割引手形又は荷爲替手形の金額期日に至り支拂念り候節は拙者提供の差金又は其代用品は勿論拙者若くは保證人當座勘定を以て直に御引去り被下度御依頼申上候也

但御取引先銀行の都合にて取組方御斷の場合有之候ても不苦候



大正 年 月 日

何々銀行御中

〔文例〕 二、商業信用狀 (一) (銀行宛)

住所 依頼人 何 某 印  
 住所 何 某 印  
 保證人 何 某 印

表面

商業信用狀

依頼人 何 某 印  
 同筆 上 蹟

一 限度金額 大正 年 月 日迄  
 一 取組期限 大正 年 月 日  
 一 支拂期限 大正 年 月 日(又は手形日附より 日以内)  
 一 支拂人

右の範圍に於て 殿より此信用狀呈示の上手形の割引又は荷爲替取組

裏面

の御請求有之候節は右の印鑑及筆蹟御照會の上可成低歩を以て無御懸念御取扱可被下候也  
 但御取扱年月日及び金額は裏面相當の欄内に必ず御記入可被下候  
 大正 年 月 日  
 何地 何銀行支配人 何 某 印  
 各取引銀行 御中

第 號	限度金額		支拂日限	取組銀行	支配人名	金額	殘額
	也	圓					



〔文例〕 三、銀行信用狀 (二) (依頼人宛)  
横濱正金銀行信用狀

第 一 號

今般貴殿に當横濱正金銀行倫敦支店宛にて英貨 即ち 磅迄を限り手形振  
出の權利を與へ候に付ては當銀行は該手形の正當所持人に向ひ前記の店に於て無相  
違仕拂ふべきことを約定致候此信用狀は 年 月 日より ヶ月間有効の  
ものに有之候

各手形は必ず横濱 年 月 日附〇〇第 號信用狀に據り振出す旨記載し  
且該手形金額は此信用狀裏面に記載相成候此信用狀の金額仕拂濟又は期限満了の上  
は當行へ御返送被下度候也  
大正 年 月 日

横濱市横濱正金銀行

支配人

何

某

何 某 殿

肥名印鑑の通りに有之候

### 第四章 貸借關係書式

〔文例〕 一、借用金證書 (無擔保の例)

借用金證書

一金何千何百圓也

但利率年何割月割計算金壹百圓に付金何錢何厘の割にて六月拾貳月の兩度に其月貳拾五日限支拂の約定

右金額借用候處實正也然る上は大正何年何月何日限元利取揃無相違返濟可仕候萬一相  
滞り候節は保證人に於て引受辨償致決して御迷惑相掛申間敷候爲後日借用證依而如件

大正何年何月何日

借主住所

借主 氏

名 氏

保證人住所

保證人 氏

名 氏

宛 名 殿

第三編 各論 第四章 貸借關係書式



〔文例〕 二、借入金證書 (擔保附)

借入金證書

一金何萬何千何百圓也

此抵當

東京市麴町區一番町何番地

一宅地何百何拾何坪何合

右宅地の内建物

第壹號

一木造瓦葺貳階家 壹棟 但造作附

此建坪何拾何坪 外貳階坪拾何坪

第貳號

一木造瓦葺土藏 壹棟

此建坪何坪 外貳階坪何坪

以上建物圖面別紙相添

(注意) 抵當物件多き時は右の如く列記せず別紙に認めて添附し此處には「別紙仕譯書の通」と記載しても宜し

前記之金員借用候事實正也然る上は借主保證人連帶にて左の條々履行可致候

一返濟期限は大正何年何月何日と定め同日限り元利取揃無相違辨濟可致候

一利息は年何割何分月割計算金百圓に付壹日金何錢何厘の率にて六月拾貳月の兩度に其月貳拾五日限り仕拂可申候

一期限中災害の爲め缺損を生じ又は相場下落し若くば其他の事由に依りて抵當物件

の價格に不足を生じ候節は御申越次第入金若くば増抵當差入可申候

一前項の差入方相滞り候か又は利息拂方壹回たりとも相怠り候か若くば抵當滅失候

節は期限に不拘元利金御請求相成次第返濟可仕候

一本契約に因る訴訟に付ては貴殿住所地(又は貴社所在地)を管轄する裁判所を以て

裁判籍を爲す事を承諾仕候

一期限後と雖も利息は本契約割合の通り支拂可申候

第三編 各論 第四章 貸借關係書式



右金員借用證書仍而如件

大正 年 月 日

借主 東京市麴町區飯田町何丁目何番地  
増田 虎市郎 印  
同 市四谷區南伊賀町何番地  
保證人 藤田 直次郎 印

花 輪 雅 夫 殿

〔文例〕 三、借入金延期書

借入金延期證書

大正何年何月何日附證書の借入金何千何百圓也は大正何年何月何日返済期限に候處大正何年何月何日迄延期御承諾被下候に付ては更に同日を以て返済期限とし利子其他凡べて本證書記載の通り履行可致候延期證書仍而如件

大正 年 月 日

借主 東京市麴町區飯田町何丁目何番地  
増田 虎市郎 印

花 輪 雅 夫 殿

〔文例〕 四、利息變更契約書

利息變更契約書

大正何年何月何日附證書の金何千何百圓に對する利率の儀壹割五厘の約に候處今回御申出により本月より年壹割壹分五厘に變更の儀承諾仕其他は凡べて本證書記載の通り履行可仕依て變更契約證如件

大正何年何月何日

借主 東京市麴町區飯田町何丁目何番地  
増田 虎市郎 印

花 輪 雅 夫 殿

〔文例〕 五、借越約定書(一) (無擔保)

當座勘定借越約定書

- 一 當座勘定規定に依り貴行より借越し得べき高は金×××圓迄と相定め候事
- 一 借越金の引出及返金の手續等は總て當座勘定に依り取扱可申候事
- 一 借越金の利子は貴行に於て御定の被成候割合に依り年四度(三月 六月 九月 十二月)に支拂可



申候事

一借越金は此約定解約の節速に返金可致候事

一此約定は貴行の御都合に依り一週間前の豫告を以て解約可致候事

右の條項相約し候處相違無之候也

大正何年何月何日

住 本 所 何 之 誰 印  
住 保 所 人 何 之 誰 印

株式會社第一銀行御中

〔文例〕 六、借越約定證(二) (擔保附)

當座勘定借越約定書

一當座勘定規定に依り貴行より借越し得べき高は金×××圓迄と相定候事

一此約定の擔保として別紙擔保品差入證に記載したる物件を差入置き可申候事

右擔保品の價格低落致候節は貴行の望に應じ増擔保品を差入候か又は貴行御差圖

の金額迄借入高を相減じ可申候事

一前項に因り借越高減少の場合に於て其超過入金相滞り候節は此の約定を解き借越

高の返却御請求相成候とも異議無之候事

一借越金の引出及返金の手續等は總て當座勘定規定に據り取扱可申候事

一借越金の利子は貴行に於て御定め被成候割合に依り年四度(三月 六月 九月 十二月)に支拂可

申候事

一借越金は此約定解約の節速に返金可致萬一相滞り候節は豫て差入置候擔保品貴行

に於て適當御賣却の上其の代金を以て元利御取可被成若し不足相生じ候はゞ直に

辨償可致候事

一此約定は貴行の御都合に依り一週間前の豫告を以て解約可致候事

右の條項相約し候處相違無之候也

年 月 日

住 本 所 何 之 誰 印



株式會社第一銀行御中

住所  
保證人何之誰印

〔文例〕 七、借越約定擔保差入證

當座勘定借越約定擔保差入證

一何々株式會社券額面金何萬何千圓也

內譯

金壹百圓券第何號より第何號迄何拾何枚

金五拾圓券第何號より第何號迄何拾何枚

右者大正 年 月 日附當座勘定借越約定書の約定に基き其根抵當として差入置候也

大正 年 月 日

住所  
本人何之誰印

株式會社富國銀行御中

〔文例〕 八、借越約定繼續書

當座借越約定繼續書

大正 年 月 日附を以て貴行を拙者との間に取結びたる當座借越金約定は 年 月

日満期之處都合に據り尙 月 日迄前記約定を繼續致候處實正也然る上は總ての契約

は 年 月 日附本約定各項記載の通り逐一履行可致候仍て繼續證書如件

大正 年 月 日

本人何之誰印  
保證人何之誰印

株式會社第三銀行

頭取 安 田 善 四 郎 殿

〔文例〕 九、借越金追加約定書

當座借越金追加約定書

大正 年 月 日貴行と拙者との間に取結びたる當座借越約定極度金×××圓也に有

之候處拙者都合に依り此追加約定書差入れ前記極度の外尙は金×××圓借越約定致



候處實正也仍て該借越金に對する總ての契約は大正 年 月 日附本約定書各項記載の通り逐一承諾履行可致は勿論萬一借越金返金を怠り候節は本約定書明文の通り御處分相成りても異議無之候仍而保證人連署追加約定書如件

大正 年 月 日

借主何之誰  
保證人何之誰

株式會社第三銀行  
頭取 安田善四郎殿

### 第五章 保管關係書式

〔文例〕 一、寄託申込書

要摘	格價	個數品 數量名
	一金貳千圓也	一サ肥後米 參百俵

右貨物寄託致度尤も契約の條款は總て貴社の營業規則に従ひ可申候也

住 所  
寄託主 何

某 印

年 月 日  
東京倉庫株式會社御中

〔文例〕 二、庫出報告

一サ米穀 五拾俵

右庫出致度候間此段御依頼候也

第三編 各論 第五章 保管關係書式



大正 年 月 日

東京倉庫會社御中

寄託主 何

某 印

〔文例〕 三、質權設定通知書

第四壹貳號 質權設定通知書

質權設定月日	證券番號	寄託主	品類	個數	債權額	質物一個ニ對スル割合	辨濟期日	利息期日
六月五日	四七四號	坂本一郎	米穀	參百俵	一、八〇〇	六〇〇	六月廿五日	年八分
月 日	號						月 日	
月 日	號						月 日	
月 日	號						月 日	
月 日	號						月 日	
月 日	號						月 日	

右之通坂本一郎殿より質權設定相成候間此段及御通知候也

大正 年 月 日

東京倉庫株式會社御中

合資 三菱銀行  
支配人 上田 貞一郎 印

〔文例〕 四、質權解除通知書

第參六六號 質權解除通知書

質權設定月日	證券番號	寄託主	品數	個數	債權額	一部又全部返金ハ	解除個數
六月五日	四七四號	坂本一郎	米穀	參百俵	一、八〇〇	一、八〇〇	全部
月 日	號						
月 日	號						
月 日	號						
月 日	號						
月 日	號						

右之通坂本一郎殿に對する質權本日全部解除候間御出庫被下度候也

大正 年 月 日

東京倉庫株式會社御中

合資 三菱銀行  
支配人 上田 貞一郎 印



### 第六章 手形關係書式

〔文例〕 一、爲替手形 (一)(記名式)

(表 面)

第 號	爲 替 手 形
一金 (何千何百圓也)	
右金額(丙某)殿又は同人指圖人へ此手形引換に御仕拂可被成候也	
支拂期日 (大正 年 月 日)	
支拂地 (神戸市)	
大正 年 月 日	
何市何區何町何番地	
甲	某 印
乙	某 殿
引 (大正何年何月何日)	
受 (支拂場所 神戸市商業銀行)	乙 某 印

(裏 面)

表書之金額(丁某)殿又は同人指圖人へ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日	(丙)	某 印
表書之金額(戊某)殿又は同人指圖人へ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日	(丁)	某 印
表書之金額 殿又は同人指圖人へ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日		
表書之金額 殿又は同人指圖人へ御仕拂可被成候也	大正 年 月 日		
表書之金額正に受取候也	大正 年 月 日	(戊)	某 印

〔文例〕 二、爲替手形 (二)(無記名式)

第三編 各論 第六章 手形關係書式



爲替手形

一金 (何千何百圓也)

右金額此手形御持參人に御仕拂可被成候也

支拂地 (何市)(何府縣何郡何町村)

支拂期日 (大正何年何月何日)

大正 年 月 日

(乙) 某)殿

振出人 (何府縣何郡何町村何番地)

(甲)

某)印

〔文例〕 三、約束手形

第 號

約束手形

一金 (何千何百圓也)

右金額貴殿又は貴殿の指圖人へ此手形引換に無相違仕拂可申候也

振出地 (東京市)

支拂期日 (大正何年何月何日)

支拂場所 (東京市神田區錦町株式會社村井銀行神田支店)

大正 年 月 日

(乙) 某)殿

東京市神田區錦町何丁目何番地

(甲)

某)印

(裏) (爲替手形と同例に付略す)

〔文例〕 四、小切手

第 號

當座小切手

渡先 (丙)

某)殿

一金 (何千何百圓也)

右金額指名人又は此切手持參人へ御拂渡可被成候也

大正 年 月 日

(甲)

某)印

(乙) 銀行御中



〔文例〕 五、擔保品差入書

割引手形擔保差入證書

一(軍事公債證書額面金參千圓也)

(內譯)

(軍事公債證書額面金百圓券何號より何號迄貳拾枚)

(同 額面金五拾圓券何號より何號迄貳拾枚)

(但大正何年何月渡分より利札附)

右は大正 年 月 日 ( )より振出したる第 號約束手形金 支拂の擔

保として差入候處實正也然る上は期日に至り支拂相滞り候節は何等の催告を要せず前書の擔保品適宜御賣却の上其代金を以て手形金額其他の損害金御引去可被成候若不足相立候はゞ追償可致候又期限中擔保品に變災故障等相生じ若くは價格低落候節は貴行の御望に應じ直に代擔保品若くは増擔保品差入可申又不足分に對し入金可致候萬一此儀違約候に於ては返金遲滞の場合と同様の御處置相成候とも不苦候爲後日擔保品差入

證書仍て如件

年 月 日

割引依頼人 何 之 誰 印

株式會社第一銀行 御中

〔文例〕 六、手形金償還請求通知

約束手形不渡に付償還請求通知書

手形の表示

一手形の種類 (約束手形)

一手形番號 (第壹八號)

一手形金額 (金壹千圓也)

一振出人 (赤松則定)

一名宛人 (大久保一男)

一振出年月日 (大正何年何月何日)

第三編 各論 第六章 手形關係書式



一 満期日 (大正何年何月何日)

一 裏書人 (平山哲太郎)

一同 (長井藤兵衛)

一所持人 (櫻井孝次郎)

右約束手形前書之通大正何年何月何日満期日に付支拂請求の爲め振出人赤松則定殿へ呈示候處支拂拒絶相成たるに依り本日拒絶證書作成候に付及御通知候就ては別紙計算書の金額貴殿より償還相受度此段及御請求候也

大正何年何月何日

櫻井孝次郎 印

長井藤兵衛 殿

〔文例〕 七、手形金償還請求計算書(前項償還請求通知書へ添附すべきもの)

計算書

一金(壹千圓也) 約束手形第(壹八)號金額

一金(壹圓五拾六錢) 拒絶證書作成費用

合計金(壹千壹圓五拾六錢也)

外に償還請求當日迄の延滞利子

右之通に御座候也

大正何年何月何日

櫻井孝次郎 印



### 第七章 爲替關係書式

〔文例〕 一、爲替手形書

爲替手形證書

一大正 年 月 日 拙者より

宛振出したる爲替手形を以て荷爲替取組相

願候に就ては總て左の約定に據り可申候

二拙者に於て荷爲替金受取候に就ては爲替手形の擔保として

を貴行へ御渡可申候間支拂人に於て爲替金額倉敷料延滞日歩其他諸掛り支拂濟

の上は爲替手形は支拂人へ御渡可被下候

三支拂人爲替手形の支拂又は引受を拒みたる時或は期日前（一覽拂なるときは手形

到着前）に支拂停止又は破産をなしたる時は貴行又は貴行の指圖人は拙者又は保

證人に對する償還請求の前なると或は其後なるとを問はず擔保の貨物適宜御處分

の上爲替金額運送賃倉敷料延滞日歩其他荷爲替取引より生じたる總ての費用御引

去り可被下尙不足相成候はゞ速に拙者に於て支辦可致候

但し貨物到着後は手形期日前に貴行又は貴行指圖人に於て貨物御引取被成候儀

御隨意なるべきは勿論此場合に於ても之れより生じたる諸費は拙者に於て支辦

可致候

四水火盜難紛失詐僞等原因の可抗力と不可抗力たるを問はず擔保の貨物滅失毀損

減量變質等致候爲め其他凡て支拂人に於て爲替金額及附隨の費用を支拂はざる時

は拙者に於て總て損失を負擔し決して貴行へ御迷惑相掛申間敷候

五爲替手形紛失又は毀滅したる場合に在ては御通知次第貴行の帳簿に據り再び手形

を作成致候とも又は爲替金を拂込候とも總て貴行の御指圖通り手續可致候

前記各項の義務は拙者と保證人と連帶して履行可致候仍而約定證如件

年 月 日

振出人 何 之 誰 ①  
保證人 何 之 誰 ②

株式會社 × × 銀行御中



〔文例〕 二、荷爲替取組書 (普通の例)

荷爲替取組約定書

一手形番號(第何號)

一爲替金額(金何千圓也)

一擔保品(何々)

但何會社汽船何丸貨物引換證(船荷證券)何通此原價金何千何百圓也

一保險金額(金何千圓也)

但何保險會社保險證券(保險承諾狀)何通

一名宛人(何市何區何町何丁目何番地何某)

一支拂地(何市何區何町)

一支拂期日(大正何年何月何日)

一摘要 (何々)

右者拙者より豫て差入置候爲替手形證書に據り荷爲替御取扱相成度此段及御依頼候也

大正 年 月 日

(何 某印)

株式會社何々銀行御中

〔文例〕 三、荷爲替取組書 (輸入の例)

荷爲替取組約定書

一手形金額極度

一手形振出人

一手形期日

一手形期限

一輸入商品

右記載の物品今般 國 より輸入の爲め荷爲替取組之儀貴行へ御依頼仕候處貴行に

於て御承諾相成貴行信用狀DC第 號御送附被成下候に付ては に於て左の件

々を確守履行可致候

一前記手形振出人より本約定證及前記信用狀の主旨に基き前記の極度一回又は數回



に貴行へ宛て爲替手形を振出し來り候節は 　　に於て貴行より夫々御通知ある  
 べき該手形期日迄に無相違手形額面の金額を貴行へ拂込可申事  
 二若し前記爲替手形に附帶の荷物延着し或は如何なる破損を生じ候共何等故障を申  
 出さざるは勿論右に對する輸入税及其他一切の諸入費は總て 　　に於て引受支  
 拂可申事

三右の爲替取組に對する手数料は爲替取組高千分の即ち金百圓に對し 　　の割を  
 以て爲替支拂と共に支拂と共に支拂可申事  
 右の契約履行の擔保として 　　貴行へ差入置候間若し 　　に於て本契  
 約の全體若くは一部たりとも履行を怠り候節は直に前記爲替手形に附帶の荷物適  
 宜御處分の上 　　に照會を要せず貴行隨意の相場及方法に依り右の擔保品御賣  
 却相成り尙不足相生じ候節は御通知次第 　　より該不足金額貴行へ支拂聊か  
 貴行へ御損失相掛申間敷爲後日依而證書如件

年 月 日

何々銀行爲替申込書

大正 年 月 日		爲替取受 金 場 所	爲替高 金	差出人 所 住	受取人 所 住
番 號					
手 數 料					
姓 名		姓 名		姓 名	

株式會社 × × 銀行 御中  
 〔文例〕 四、送金申込書  
 送金申込書

申込人 何  
 保證人 何

某 某  
 印 印



〔文例〕 五、電信送金依頼書

電信送金依頼書	
金額	
受取人 住所 姓名	
<small>右電信送金依頼致し候に付ては支拂地銀行の望により受取人は相當の保證人相立可申若し之に應ぜざる時は本文の金額御拂渡不相成候とも異議無之候事</small>	
依頼者 住所 姓名	
月日	大正 年 月 日
銀行御中	

〔文例〕 六、電信爲替受取證

印紙	電信爲替受取書
一金	
右者	より拙者へ宛てたる電信送金正に受取申候萬一電信相違有之候節は此證引換右金額速に返却可致候也
年 月 日	
受取人 何	某 某
保證人 何	某 某
株式會社第一銀行御中	



### 第八章 雜書式

〔文例〕 一、委任狀

委任狀

拙者儀

を以て部理代理人と定め左の権限の事を代理爲致候事

一 (代理委任の権限を簡明に記す)

右代理委任狀依而如件

大 年 月 日

住

所

氏

名

印

〔文例〕 二、筆蹟及印鑑通知

大正 年 月 日		筆蹟		印鑑		株式會社 第百銀行本店當座預金引出小切手用印鑑及筆蹟
代筆者	本人	認印	割印	正印		
左の枠内へ(金壹貳參四五六七八九拾百千萬圓錢厘也の)文字を御書入れのこと		姓代筆者名	姓預ケ主名	職業	住所	

〔文例〕 三、改印届

改印届

印鑑



一拙者儀從來 取引に使用致候印形

自今別紙印鑑の通改正致候間

此段及御届候也

年 月 日

何

某印

株式会社第三銀行御中

〔印鑑〕 四、代理者届

代理者届

印鑑

貴行と當座取引一切に關し拙者不在の節は

を以て代理爲致候間別紙代理者

の印鑑相添此段及御届候也

但代理者の行爲は拙者に於て一切負擔し貴行へ損失迷惑相掛申間敷候

年 月 日

何

某印

株式会社第三銀行御中

大正六年一月四日印刷  
 大正六年二月八日再版印刷  
 大正六年二月九日再版發行

正價金壹圓

郵税金十錢

編者 太田哲三  
 編者 浦添爲宗  
 發行者 久保田以政  
 印刷者 佐分利鐵太郎  
 印刷所 三省堂印刷部  
 發行所 三光書院



所捌賣

東京市神田區 三省堂書店

東京市神田區 東京堂

東京市本郷區 京文堂

東京市本郷區 磊磊堂







202
172



終